



新制度が始まるよ～



子育て支援を充実させる新制度がスタート

子育てをめぐる深刻な問題を解決するため、平成24年に子ども・子育て支援に関する法律が成立しました。この法律に基づき、幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子育て支援をより充実させるため、同27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします(下図)。市では新制度への円滑な移行に向けて、子育て支援のニーズ調査を実施し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでいます。

新制度について詳しくはホームページを

新制度について、詳しくは市ホームページをご覧ください。問合せ

- 幼稚園に関すること 学校
- 幼稚園関係(内線222)
- 教育課学事係(内線222)
- 保育園及び認定こども園に関すること こども福祉課
- 保育係(内線639)



平成27年
4月から

始まります！ 子ども・子育て 支援新制度

制度のポイント

- 幼児期の教育・保育の「量の拡充」や「質の向上」を図ります
- 幼稚園・保育園のいいところの一つにした認定こども園の普及を図ります
- 妊娠期・乳幼児期・学童期の、地域の子育て支援の充実を図ります

なぜ始まるの？

急速な少子化や待機児童の問題など、子育てをめぐるさまざまな問題の解決を目指した法律に基づき、幼児期の教育・保育を総合的に提供し、地域の子育て支援をより充実させるためです

①新制度に移行する施設(幼稚園・保育園など)

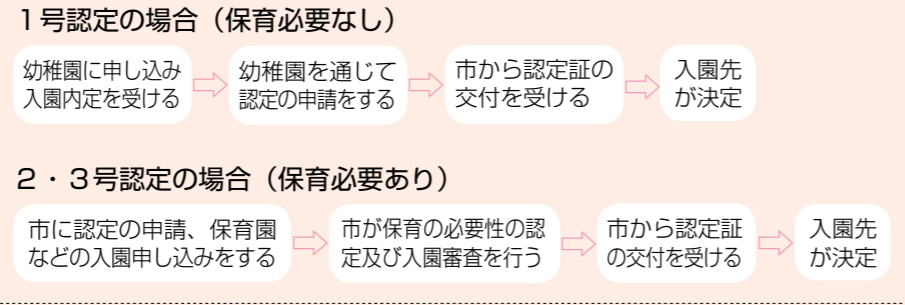
●幼稚園・保育園、認定こども園などの利用手続きが変わります

これまでの入園の申し込みとは別に、子どもの年齢や教育・保育の必要性に応じた支給認定(1～3号)を受ける必要があります。2号、又は3号認定を受けるかたは、保護者の就労時間などにより、「保育標準時間」(利用可能時間:11時間)と「保育短時間」(利用可能時間:8時間)に区分認定されます。なお、開園時間内であれば、家庭の実情に応じた利用ができます。

〈支給認定区分〉

	保育必要なし (家庭保育可能な子ども)	保育必要あり (保護者の就労などで保育を必要とする子ども)
3歳～就学前	1号認定	2号認定
0～2歳	—	3号認定
利用できる施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園、地域型保育事業

〈幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する流れ〉

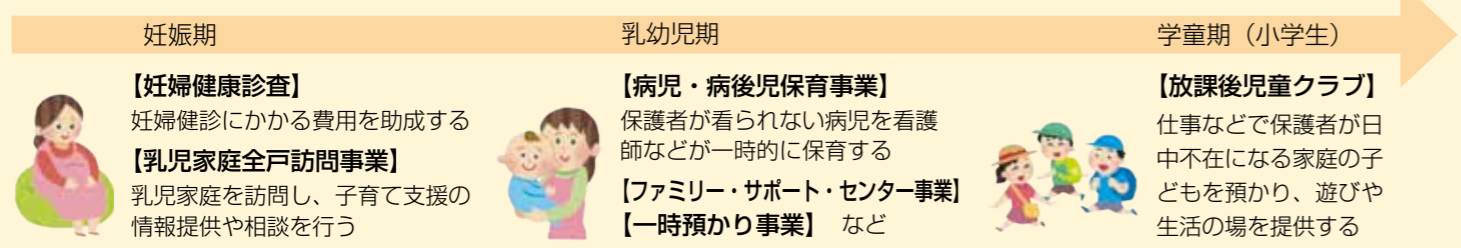


●保育料は、保護者の住民税の額に基づき算定された額になります

詳しくは、決まりしたいお知らせします。

②地域子ども・子育て支援事業

●妊娠期・乳幼児期・学童期にわたり、子どもや家庭に合った事業が利用できます



①新制度に移行する施設(幼稚園・保育園など)

保育園
(0歳～就学前・朝～夕利用)
※受け入れ年齢は園により異なる
※園により延長保育を実施

地域型保育事業
(主に0～2歳・朝～夕利用)
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育など
※地域の実情に合わせ、今後実施される予定

認定こども園
(0歳～就学前・朝～昼過ぎ、又は朝～夕利用)
※受け入れ年齢は園により異なる
※園により預かり保育、又は延長保育を実施

幼稚園
(3歳～就学前朝～昼過ぎ利用)
※園により預かり保育を実施

②地域子ども・子育て支援事業

- 妊婦健康診査
- 一時預かり事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 放課後児童クラブなど、全13事業

③新制度に移行しない施設(幼稚園)

- 新制度に移行しない幼稚園を希望する場合、認定を受ける必要はありません
- 保育料は今まで通り、幼稚園が定める額です。なお、保護者の所得に応じ、就園奨励費補助金を受けられます

新制度で変更・充実するもの

新制度での変更なし

子ども・子育て支援新制度のしくみ